

最終処分基準省令第2条第2項第2号の規定によりその例によることされた最終処分基準省令第1条第2項第19号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和7年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	2025/3/28	988立方メートル